

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度
条 例 名		神奈川県土地利用調整条例			
条 例 番 号		平成 8 年神奈川県条例第 10 号	法 規 集	第 12 編第 1 章	
所 管 室 課		政策局政策部土地水資源対策課			
条 例 の 概 要		限られた資源である県土を適正に保全し、計画的な利用を確保することにより、県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資するため、開発行為等の計画に対する総合的な調整を行うための協議の手続など、必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	市街化調整区域等における土地利用に当たっては、自然環境との調和や保全を図りながら、総合的かつ計画的に行っていく必要がある、その総合的な調整の仕組みとして知事との協議等を定めているものであるため、現在でも必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	大規模開発行為に関して、関係許認可に先立ち、あらかじめ総合的な調整を行うことにより、県土の計画的な利用を図ることができるため、有効な条例である。			
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例は、開発計画に対する総合的な調整を行うために必要最低限の手続を定めたものであり、効率的といえる。 なお、条例施行規則の経過措置等については必要な改善を検討する。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本方針とする「土地利用基本計画」に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、土地基本法及び国土利用計画法の理念を踏まえ、計画的な県土利用を図るために必要な調整手続を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 条例については改正等の必要はないが、運用については効率性の向上のため必要な改善を検討する。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				